

# 三次市新学校給食調理場出荷者要件

## 1 基本理念

三次の子どもたちに、三次産の農産物を取り入れた、安全安心な給食を提供する。

## 2 出荷要件等

- (1) 市内在住かつ市内で農産物を自ら生産する個人若しくは法人で（仮称）三次市新学校給食調理場出荷者連絡協議会に会員登録すること。
- (2) 出荷コーディネーターが割り当てた数量を確実に出荷すること。  
※買取価格については、市場等の動向を参考に決定し、状況に応じて見直しを行います。
- (3) 毎月開催する（仮称）三次市新学校給食調理場出荷者連絡協議会へ出席すること。
- (4) 指定時間内に会員が直接持ち込み、検品を受けること。  
※搬入時間については調整中
- (5) 納品時に、納品書及び請求書（任意の様式でも可）を提出すること。
- ~~(6) 指定したコンテナ（出荷者購入）へ名前を記載し納品すること。~~
- (7) 荷姿については、ビニール袋など包装は行わず、**お手持ちのコンテナや段ボール**へ直接入れて納品すること。
- (8) 出荷する作物の栽培履歴を必ず作成し、保管すること。（確認させていただくことがあります。）
- (9) 各学校が取り組む食育の推進に積極的に協力すること。

## 3 応募期限

令和4年8月31日（水）

## 4 出荷規格

各農産物の規格（重さ、長さ等）は、「三次市新学校給食調理場野菜出荷のめやすについて」を遵守してください。

## 5 返品について

納品された農産物に、鮮度不良や異物の混入等があれば、交換による対応又は返品をお願いします。

## 6 会員入会金、年会費及び手数料

入会金、年会費及び手数料は不要です。

## 7 販売代金の精算

農産物の代金は、毎月月末に締め、翌月の10日前後に指定口座へ振込みます。

## 8 その他留意事項

会員が協議会規約に反する行為等、信用を損なう行為を行った時は、出荷停止又は会員登録の取り消しを行うことがあります。

## 9 会員登録手続き

（仮称）三次市新学校給食調理場出荷者連絡協議会会員登録申込書（様式第1号）及び農産物生産計画書（様式第2号）を三次市教育委員会へ提出してください。